

# 山梨県公報

第二千三百六十九号

南アルプス市藤田字双柳二千四百六十一番九

指定道路の幅員

最大幅員六・〇三メートル、最小幅員六・〇一メートル

指定道路の延長

平成二十五年  
十一月十八日

月曜日

## 目次

### 告示

- 家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除.....七三九
- 建築基準法に基づく道路位置指定(二件).....七三九
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(四件).....七三九
- 公共測量の実施.....七三九
- 建築基準法に基づく監督命令.....七三九
- 教育委員会.....七三九

- 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員.....七四二

## 告示

### 山梨県告示第三百六十二号

- 山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十五年告示第二百九十二号)は、解除する。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第三百六十三号

- 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日

平成二十五年十一月十八日

- 二 指定道路の位置

## 山梨県告示第三百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

### 一 指定の年月日

平成二十五年十一月十八日

### 二 指定道路の位置

南アルプス市藤田字双柳二千四百六十一番十

### 三 指定道路の幅員

幅員六・〇一メートル

### 四 指定道路の延長

四十二・五一メートル

## 公 告

### ● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

### 一 指定施業要件変更保安林の所在場所

山梨県知事 横内正明

### 二 通知の相手方

南都留郡富士河口湖町長浜字上足和田一〇六五	南都留郡富士河口湖町長浜字上足和田一〇六五の二	梶原歌吉
南都留郡富士河口湖町西湖字津原一四〇五の二	南都留郡富士河口湖町西湖字津原一四〇五の二	三浦助次郎
南都留郡富士河口湖町西湖字津原一三七〇の二	南都留郡富士河口湖町西湖字津原一三七〇の二	渡辺喜久
南都留郡富士河口湖町西湖字津原一三六八の二	南都留郡富士河口湖町西湖字津原一三六八の二	渡辺喜之
南都留郡富士河口湖町西湖字津原一三七六の二	南都留郡富士河口湖町西湖字津原一三七六の二	渡辺喜久
南都留郡富士河口湖町精進字瀬々波五五三の内六	朝比奈幾太郎、朝比奈義一、 朝比奈準、朝比奈昇平、朝比 奈善哉、朝比奈照吉郎、朝比 奈登、朝比奈德雄、朝比奈敏 博、朝比奈信美、朝比奈光雄、 朝比奈洋一、朝比奈芳太郎、 朝比奈興一	梶原歌吉
南都留郡富士河口湖町長浜字一之瀬笠石三一〇八の 三、二二二〇八の五	渡邊智	梶原歌吉
八王子神社		

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第二百八十九条の規定により、通知の内容を丹波山村役場及び鳴沢村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡丹波山村字東山三云六二八・三云六三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三六三五	木下静子
北都留郡丹波山村字落瀧三二七三の二	法興寺
北都留郡丹波山村字トヤクボ三八四四の内一（次の図に示す部分に限る。）	船木考男
北都留郡丹波山村字火の口二九七三の五	久島好一郎
北都留郡丹波山村字火の口二九五四から二九五六まで	守岡謙太郎
北都留郡丹波山村字阿ま免平二九一四の四	守岡恒夫
北都留郡丹波山村字火の口二九七三の一、二九七四、二九七五の一、二九七六の一、二九七七	守屋嘉重
北都留郡丹波山村字源太川一四〇四の乙	寶藏寺
南都留郡鳴沢村字大木原二四五三の六九	渡邊孝一郎
南都留郡鳴沢村字水木草里四二三の四三	守岡みどり
三浦靜雄	

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

（次のとおり）は省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十月九日農林水産省告示第一千六百一号

(二) 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
立木の伐採の限度 次のとおりとする。

立木の伐採の方法

三 変更後の指定施業要件

## 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

A small, empty square box with a thin black border, positioned at the top right of the page.

三、二〇八の五

南都留群富士河口湖町糸追宇瀬々波五五三の内六

THE JOURNAL OF CLIMATE

南郡留郡富士河口湖町西湖字肆原二三二六〇二

南都留郡富士河口湖町西湖宇津原—三六八の二

THE JOURNAL OF CLIMATE

南都留郡富士河口湖町西湖字津原一三七〇の二

同上  
同上  
同上  
同上  
同上

卷之三

南都留郡富士河口湖町長浜字上足和田二〇六五

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	三 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法	(一) 1 次の森林については、主伐は、択伐による。 丹波山村・鳴沢村（以上二村について次の図に示す部分に限る。） 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種			
関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）			
四 保安林の指定施業要件変更の告示			
平成二十五年十月九日農林水産省告示第二千六百二号			

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

一  
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市牧丘町牧平字原三〇四四、三〇四四の内一	堀内爲朝、長谷川与市、武川譽盛
山梨市水口字湯浦一六一四の一	松土浩之
山梨市牧丘町牧平字下ノ差二七七二の三八	長谷川一征

二  
保安林として指定された目的  
水源の涵養

二 保安林として指定された目的 立木の伐採の方法	三 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法	(一) 1 次の森林については、主伐は、択伐による。 山梨市（次の図に示す部分に限る。） 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種			
関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）			
四 保安林の指定施業要件変更の告示			
平成二十五年十月九日農林水産省告示第二千六百二号			

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

一  
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方  
山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡富士河口湖町浅川字大沢里一四八四	外川季治
南都留郡富士河口湖町浅川字湯元一三六二	外川健兒
南都留郡富士河口湖町浅川字外沢一五〇七、一五一、一五四、字石原七六五、字尾祖場八四二一	外川元治
南都留郡富士河口湖町河口字東下側二二七	中村芳夫
南都留郡富士河口湖町大石字明光山一九三八の内二	堀内弘達

(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士河口湖町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年十月九日農林水産省告示第一千六百四号

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年十月三十日付で南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

一 作業種類 公共測量(道路台帳作成)  
二 作業期間 平成二十五年十一月十一日から平成二十六年三月十四日まで  
三 作業地域 南アルプス市の一部

● 建築基準法に基づく監督命令

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第七十七条の三十第一項の規定により指定確認検査機関に対し命令をしたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十一月十八日

山梨県知事 横内正明

(全日制課程)

学校名	学科(コース)名
定員	平成二十六年度山梨県公立高等学校等入学者募集定員
計	(全日制課程)

一 監督命令をした年月日  
平成二十五年十一月一日

二 監督命令を受けた指定確認検査機関

1 名称 株式会社YKS確認検査機関

2 事務所の所在地 山梨県甲府市国母三丁目十五番二十八号中山ビル二百一号室

3 代表者の氏名 代表取締役 柳沢健夫

三 監督命令の内容

確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認申請書の審査において、法の規定に適合していない建築計画を見過ごしたまま申請者に対しても確認済証を交付し、結果として法第六条の二第十一項の規定により確認済証を失効させたことに鑑み、このような事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合していないことを見過ごすような不十分な審査を再発させないよう、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を作成し、平成二十五年十二月二日までに提出すること。

また、当該業務改善計画の確実な実施のため、この命令の日から一年間、当該業務改善計画の実施状況について、社内における内部監査を経た上で、四半期毎に報告すること。

四 監督命令の原因となつた事実

確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認申請書の審査において、過失により、当該確認申請書に係る建築計画が法第四十八条第一項の規定に適合していないことを見過ごし、申請者に対して確認済証を交付したこと。

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員  
平成二十六年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十五年十一月十八日

山梨県教育委員会

委員長 高野孫左エ門

甲府工業						甲府東	甲府南		甲府西	甲府第一		韋崎工業		韋崎		北杜	
電子科	土木科	建築科	電気科	機械科	科	ういち理数通コ一ス科	理数科	普通科	普通科	英語科	普通科	(電子機械科・環境化学科・技術科・制御工学科)	工業科	文理科	普通科	総合学科	うち理数通コ一ス科
三五	三五	三五	七〇	七〇	〔四〇〕	二四〇	四〇	二四〇	二四〇	四〇	二四〇	一八〇	四〇	二〇〇	二五	〔三〇〕	一一〇
二四五						二四〇	二八〇	二四〇	二四〇	二八〇	二八〇	一八〇	二四〇	二四〇	二三五		

笛吹			身延	峡南	市川		増穂商業		白根	巨摩	農林					甲府昭和	甲府城西
食品化学	普化通	総合学	土木システム科	工業	英語科	普通科	情報処理科	商業科	ういち文理科	ういち理数通コ一ス科	食品科学科	造園綠地科	環境土木科	森林科學科	システム園芸科	普通科	総合学
四〇	一二〇	一〇〇	九〇	三〇	一二〇	六〇	六〇	〔三〇〕	一九〇	〔四〇〕	二四〇	三五	三〇	三〇	三〇	二八〇	二八〇
一九〇	一〇〇	九〇	一五〇	一二〇	一九〇	二四〇						一五五				二八〇	二八〇

甲府商業	富士河口湖	富士北稜	吉田	都留興譲館	上野原	都留	塩山	山梨	日川	果樹園芸科
商業科	普通科	総合学科	理数科	普通科 (機械工学科・電子工学科) 制御工学科・環境工学科	英語科	普通科	商業科 (商業科・情報ビジネス科)	うち英語科	普普通科	普普通科
一七五	二四〇	二四五	四〇	二四〇	一二〇	一七〇	二四〇	一五〇	一九〇	九〇
二八〇	二四〇	二四五	二八〇	三一〇	一七〇	二四〇	二一〇	一九〇	二四〇	四〇

(定時制課程)	全日制合計		全国募集	甲陵	学校名	学科(コース)名	上野原	身延	北杜	学校名	対象都県	学科(コース)名	甲陵	普通科	情報処理科
	定員	内数													
二	一一定員欄の「」は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。	一	一	普通科	東京都、神奈川県	静岡県	長野県	身延	北杜	甲陵	普	情	甲陵	普	報
三	二	二	一	四〇	合科	合科	合科	延	杜	陵	通	報	八〇	通	理
四	三	三	一	四〇	定員	学科	学科	上野原	北	陵	科	科	八〇	科	数
五	四	四	一	四〇	計	学科	学科	身延	杜	陵	通	理	八〇	通	コ
六	五	五	一	四〇				長野県	北	陵	普	普	八〇	科	ス
七	六	六	一	四〇				四〇	杜	陵	通	通	八〇	科	ス

(注) 一定員欄の「」は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。

一 荏崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。

二 峠南高校は、工業科三学科を一括して募集する。

三 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。

四 都留興譲館高校は、工業科四学科を一括して募集する。

五 「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。

六 「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

学 校 名	(通信制課程)														学 校 名	
学 科 名	定 時 制 合 計	ひ ば り が 丘		中 央				都	山	巨	甲 府 工 業			薈		
定 員		夜	昼	夜	普	通	普	通	普	通	建	電	機	普	学 科 名	
計		普通科	情報経理科	普通科	情報経理科	普通科	情報経理科	普通科(午前)	普通科(午後)	普通科	建築科	電気科	機械科	普通科	学 科 名	
		三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	四〇	六〇	六〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	定 員	
	五七〇	九〇		二一〇〇				四〇		四〇		二一〇		四〇		計

やまびこ支援	ふじざくら支援	高等部	高等部	普通科（重複障害）	普通科（重複障害）	普通科（重複障害）	普通科（重複障害）
かえで支援	高等部	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）
かえで支援	高等部	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）
普通科職業実践コース	普通科生活・社会基礎コース（重複障害）	普通科（重複障害）	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）	普通科	普通科（重複障害）
三三一	若干名	三三一	若干名	一六	一六	一六	一六

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番